

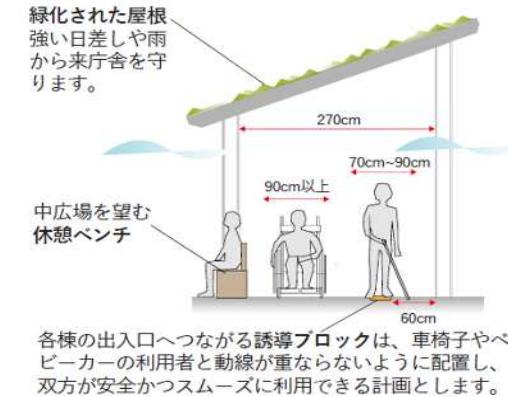
さいたま市新庁舎 ユニバーサルデザイン レビュー会 参加者意見まとめ

ユニバーサルデザインレビュー会では、新庁舎における市民の利用頻度が高いスペースを4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに参加者の皆さまからご意見をいただきました。

また、いただいたご意見の検討にあたっては、新庁舎ユニバーサルデザインアドバイザーである高橋儀平氏からもご助言をいただいております。

※本資料に記載している階数表記は便宜上のものであり、建築基準法上の階数表記とは異なります。

| 設問内容 | 参加者意見の要約 | | 事務局回答 |
|---|----------|---|--|
| | 番号 | 内容 | |
| ■ ゾーン1:2階 外広場、エントランスホール、中広場 | | | |
| 雨天や日差しへの配慮として、外広場に計画予定の屋根付き回廊(グリーンコリドー)に関して | 1 | 夏場の日影確保のため、幅広い屋根やミストを設置すべき。 | 夏場の気温上昇や雨天時の環境に配慮した屋根形状を検討中、詳細は今後検討を行います。 |
| | 2 | 外国人利用者を考慮した多言語対応のデジタルサイネージや案内板を設置すべき。 | さいたま市で策定の対応方針(※)より、サインに使用する言語は日本語・英語を基本とし、ピクトグラムを効果的に活用した計画を予定しています。 ※さいたま市案内サイン等の多言語対応方針より |
| | 3 | 床との輝度コントラスト比をISO基準に基づき30%以上確保すべき。 | 誘導ブロックと床材の色彩コントラストについては、経年による劣化や変色を考慮し、国内基準に基づく輝度比2.0以上を確保する計画としています。 |
| | 4 | 休憩スペースの設置は重要。 | ベンチ等の休憩スペースを、市民利用頻度の高いスペースに分散して配置する計画としています。 |
| | 5 | ユニバーサルデザインの観点から段差の有無を確認し、視覚障害者の方のために段差の色分けを施すべき。 | 階段を除き、原則段差のない計画としています。 注意喚起が必要な箇所の色彩コントラストについては、経年による劣化や変色を考慮し、国内基準に基づく輝度比2.0以上を確保する計画としています。 |
| 総合案内/情報プラザの情報提供のあり方に関して | 6 | 視覚障害者への誘導を確実にするため、点字ブロックで誘導した総合案内所には必ず人的サービスを配置すべき。 | 施設稼働時においては、総合案内には人員を配置の上、対応する方針で検討を行っています。 |
| | 7 | ロービジョン者にも分かりやすいよう、案内板は目の高さに近づいて見られる大きさが必要。 | 案内板の配置については、サイズや設置高さに配慮した計画とします。詳細は実施設計で検討を予定しています。 |
| | 8 | デジタルサイネージや案内板は、格好よさよりも分かりやすい表示を優先すべき。 | デジタルサイネージや案内板の仕様については、わかりやすさに配慮した計画とします。詳細は実施設計で検討を予定しています。 |
| 総合案内のデジタル表示の適切性について | 9 | デジタル表示の案内板は、画面切り替え式を避け、見ている途中で画面が変わって読めなくなることがないよう配慮すべき。 | ご意見を参考に、運用方法についても合わせて検討を行います。 |
| 視覚障害者誘導用ブロックに関する | 10 | 誘導ブロック(点字ブロック)は、車いす利用者の動線と分離すべき。 | 外広場の回廊においては、通路幅を十分に確保し、誘導ブロックは車いすやベビーカーの動線が分離できるような位置に配置することで、双方の通行に支障がないように配慮した計画とします。 |
| | 11 | 誘導ブロックと床材の輝度コントラスト比をISO基準の30%以上で確保し、経年劣化によるコントラスト低下を防ぐべき。 | 誘導ブロックと床材の色彩コントラストについては、経年による劣化や変色を考慮し、国内基準に基づく輝度比2.0以上を確保する計画としています。 |
| その他 | 12 | 災害時の避難場所としても機能できるよう広い階段幅を確保すべき。 | 中広場は、災害発生直後における来館者の一時的な滞在場所としての活用を検討しています。 |



さいたま市新庁舎 ユニバーサルデザイン レビュー会 参加者意見まとめ

ユニバーサルデザインレビュー会では、新庁舎における市民の利用頻度が高いスペースを4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに参加者の皆さまからご意見をいただきました。

また、いただいたご意見の検討にあたっては、新庁舎ユニバーサルデザインアドバイザーである高橋儀平氏からもご助言をいただいております。

※本資料に記載している階数表記は便宜上のものであり、建築基準法上の階数表記とは異なります。

| 設問内容 | 参加者意見の要約 | | 事務局回答 |
|---------------------------|----------|---|---|
| | 番号 | 内容 | |
| ■ ゾーン2:1階地上レベル、中広場 | | | |
| バス停から市庁舎へのアクセスに関して | 13 | バス停から市役所へ行くために2階に上がらなければならないことを、エレベーターの音声案内やウェブサイト、広報等で視覚障害者を含むすべての利用者に知らせるべき。 | 移動経路について周知を行うとともに、バス停からエレベーターまでの経路には誘導ブロックを配置します。 |
| エレベーターの操作性と仕様に関して | 14 | 上下ボタンには上下の矢印の触覚表示(凸表示)、階数ボタンには数字の触覚表示と背景色とのコントラスト確保が必要。 | エレベーターかご内の各種ボタンについては、凹凸を設けるなど、視覚障害者に配慮した仕様とする計画としています。 |
| | 15 | 車いす利用者が方向転換せずに済むよう、前後扉(貫通型)の採用が必要。 | 各エレベーター群のうち1台以上を車いす対応エレベーターとし、車いす利用者をはじめ、すべての人に配慮した計画としています。 |
| 階段の手すりや安全性(コントラスト)に関して | 16 | 階段の手すりは子供の高さと大人の高さの二段設置が必要。 | 不特定多数の利用が見込まれる階段には、高さの異なる二段手すりを設置する計画としています。 |
| | 17 | 安全性のため、段鼻と踏み面との輝度コントラスト比をできれば50%確保すべき。 | 階段の色彩コントラストについては、経年による劣化や変色を考慮し、国内基準に基づく輝度比2.0以上を確保する計画としています。 ※設問3と合わせる |
| 外広場や出入口の床材の安全性に関して | 18 | 屋外の点字ブロックには滑る危険があるためステンレス製を避けるべき。 | 視覚障害者誘導用ブロックは、防滑性に配慮したものを探用する計画としています。 |
| | 19 | ロービジョン者にとって階段がフラットに見えてしまう危険があるため、階段部分のコントラスト比の確保すべき。 | 誘導ブロックと床材の色彩コントラストについては、経年による劣化や変色を考慮し、国内基準に基づく輝度比2.0以上を確保する計画としています。 |
| 育児用施設/キッズスペースの配置と機能に関して | 20 | 授乳室は誘拐防止のため、死角にならない配置にすべき。 | 利用者のプライバシーに配慮しながら、犯罪リスクを低減するため、出入口や扉の仕様および配置に十分な配慮を行い、防犯ブザーの設置なども含めた計画としています。(右図参照) |
| | 21 | 車いす利用者が使用可能な授乳室を庁舎利用者数を踏まえて最低1か所は設置すべき。 | 市民広場の中広場内のキッズスペースに隣接して、車いす利用者にも対応した授乳室を設置する計画としています。 |
| | 22 | 子供用トイレは、個々に独立させ、衝立や扉が低いと通りかかった方から見えてしまうため、プライバシーの配慮が必要。 | 子ども用トイレの配置については、プライバシーに配慮し、通路からトイレ内が見えない位置に配置する計画としています。 |
| | 23 | 男女関係なく使える離乳室やおむつ交換室の設置が必要。 | 男女問わず利用できるよう、通路からアクセス可能な授乳室を計画しています。また、低層階の男女トイレ内にもベビーシートの設置を計画しています。 |
| 多機能トイレの機能強化と設置数に関して | 24 | すべてのトイレ(多目的・一般)に対してJIS S0026を適用し、障害間のコンフリクト(競合)を少なくすることが必要。 | バリアフリートイレは、JIS S0026に適合するよう計画しています。 一般トイレについても、紙巻器および便器洗浄ボタンの配置位置は、同基準に準じて計画しています。 |
| | 25 | 多機能トイレの大きさが通常の基準(直径150cm)より大きい(180cm)ことは良い。 | — |
| | 26 | 利用者の安全のため、トイレ内の光源の種類を調整したり、便器内だけを眩しい照明にすることで撮影されにくいか検討すべき。 | 各トイレ個室間を区分するパーティションは床から天井までの高さとし、盗撮防止に配慮した設計とします。あわせて、個室内には適切な照度を確保する計画としています。 |
| 多目的利用室/カームダウンスペースの必要性に関して | 27 | 精神障害者にとってカームダウンスペースの設置は非常にありがたい。利用者の心理的安全性のため、吸音素材(床、壁、天井)を使用し、明るさにも配慮が必要。 ただし、2室では子ども連れ利用や手続きに来る人を踏まえると少ない可能性がある。 | カームダウンスペースは、外部からの音や光を遮り、一人で静かに過ごせるよう、吸音素材の使用を計画しています。設置数については、今後の動向を注視しながら、必要数を検討してまいります。 |
| 車椅子使用者用駐車場の台数に関して | 28 | 高齢者の増加傾向を踏まえ、車いす使用者用駐車場の台数をさらに増やすべき。 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の誘導基準(省令114号)、各種法令で定められた車いす使用者用駐車スペースの基準を満たしつつ、パーキング・パーキット制度に基づく思いやり駐車区画を、建物までの動線が可能な限り短くなる位置に配置する計画としています。 |

さいたま市新庁舎 ユニバーサルデザイン レビュー会 参加者意見まとめ

ユニバーサルデザインレビュー会では、新庁舎における市民の利用頻度が高いスペースを4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに参加者の皆さまからご意見をいただきました。

また、いただいたご意見の検討にあたっては、新庁舎ユニバーサルデザインアドバイザーである高橋儀平氏からもご助言をいただいております。

※本資料に記載している階数表記は便宜上のもので、建築基準法上の階数表記とは異なります。

| 設問内容 | 参加者意見の要約 | | 事務局回答 |
|----------------------------------|----------|---|---|
| | 番号 | 内容 | |
| ■ ゾーン3:2階エントランス～執務室フロア | | | |
| 執務室の受付カウンターへの アクセス、設え について | 29 | 受付カウンターへのアクセス向上として、執務室の受付カウンター前まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設すべき。 | 視覚障害者誘導用ブロックは、敷地外から2階総合案内まで敷設し、総合案内から執務室フロアまでは、職員による案内等、ソフト面での配慮により対応する計画です。 |
| | 30 | 子連れ利用を考慮し、特に子ども対応が必要な窓口は広めにして、椅子などで待機スペースを確保する必要。 | 各階執務室の受付カウンター付近に、待機スペースを設ける計画としています。 |
| | 31 | 職員の運動のため、行政エリア等の非常階段や階段を一般階段として使用すべき。 | 職員の階段利用を促進するため、執務室内東側に階段を配置し、上下階の移動がしやすい動線計画としています。 |
| トイレ利用時の難聴者への 配慮について | 32 | 難聴者への配慮として計画された個室トイレ内のフラッシュライトは、聴覚障害者が利用しやすいよう、すべてのトイレで共通の仕様とすべき。 | 新庁舎内のすべての個室トイレからフラッシュライトが視認できるよう計画しています。フラッシュライトの設置数や配置については、引き続き合理性を踏まえて検討を進めてまいります。 |
| 執務室フロアの多目的トイレ について | 33 | 多目的トイレの設置について、器具レイアウトを反転させたトイレを隔階で計画する取り組みは評価できる。 | — |
| | 34 | 利用者の数を踏まえて多目的トイレの数を多く設置し、本来利用する方が時間を気にせず利用できるようにすべき。 | すべての執務室フロアにバリアフリートイレを設置し、来庁者が多く見込まれる低層階の市民利用エリアには、複数の設置を計画しています。 |
| ■ ゾーン4:2階議会受付～4階傍聴席 | | | |
| 議会棟の多目的トイレの設置 数について | 35 | 議会棟の2階には、議会棟だけでなく外広場利用者も想定し、多目的トイレを2箇所計画しているが、予想される利用頻度から中広場のトイレと同等の手厚い整備が必要。 | 議会棟2階の多目的トイレについては、中広場に比べて設置数は少なくなっていますが、議会棟の利用特性や想定される利用頻度を踏まえ、現時点では適切な規模であると考えています。 |
| 傍聴口/傍聴席の安全性 と機能性について | 36 | 傍聴席背面の間仕切りガラスについて、ロービジョン者がガラスに気づかず衝突する危険があるため、ガラスがあることがわかるような工夫(コントラストなど)が必要。 | 傍聴席背面の間仕切りガラスを含め、すべてのガラス面に衝突防止シールを設置する計画としています。 |
| | 37 | 電動車いす利用者の付添者が座れるイス(通常のスタッキングチェアで可)とその収納スペースを用意すべき。 | 車いす利用者の同伴者席は、車いす席に近接した傍聴席での運用を計画しています。収納スペースについては、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 授乳室/乳幼児連れの利用に 関して | 38 | UDの観点から、授乳室は男女ともに利用できるものとし、おむつ交換場所も設ける必要。 | 男女問わず利用できるよう配慮し、通路から直接アクセスできる授乳室を計画しています。 |
| | 39 | 乳幼児の泣き声対策として、イヤホン配布やスピーカーの音量調整を行い、また、傍聴中に会話が必要な人も使えるように配慮することが重要。 | 議場内に個室(特別傍聴室)を2室設置し、乳幼児を連れた方や会話を必要とする方も傍聴できるよう配慮した計画としています。 |